

浦安市 住宅情報ガイド

浦安市及び国・県・関連機関が行っている、各種の住宅関連支援事業や情報を紹介します。
詳しくは、各事業に掲載している所管部署にお問い合わせください。



目 次

1. 公営住宅等

①市営住宅・県営住宅	1
②UR賃貸住宅	2

2. 浦安市が実施する住宅関連支援事業

1)助成・補助

①家賃	3
②住宅改修	5
③環境・省エネ	7
④防災	8
⑤その他助成・補助制度	10

2)減税・控除

①住宅新築時の減税	11
②住宅リフォームによる減税	11
③住宅ローン減税	12
④譲渡所得の特別控除	13

3)学習機会・情報提供	14
-------------------	----

4)その他	16
-------------	----

3. 国及び関係機関が実施する住宅関連支援事業

①ローン型減税	17
②投資型減税	17

4. 参考関連サイト

①住まい全般	19
②リフォーム関連	21
③マンション管理	22
④マンション再生	22

1. 公営住宅等

① 市営住宅・県営住宅

※市 HP にて下記の情報を閲覧する場合には、検索画面で頁 ID を入力してください。

市営住宅

頁 ID 1024293

市内には、猫実・堀江・当代島・東野地区に6か所あります。募集については、空き部屋が出た場合に、市の公式ホームページ及び広報うらやすを通じてお知らせします。

■市営住宅一覧

- 堀江市営住宅団地1号棟・2号棟(堀江4-28-1・2) 40 戸
- 猫実第1市営住宅(猫実2-3-37) 26 戸
- 猫実第2市営住宅(猫実1-8-1) 21 戸
- 当代島市営住宅(当代島3-3-31) 25 戸
- 堀江東市営住宅(堀江1-9-1) 26 戸
- 東野市営住宅(東野2-11-25) 24 戸

■申込資格

- 申込者が市内に在住している
- 世帯の月額所得が 158,000 円以下
(障がい者や未就学児がいる世帯等は 214,000 円以下)
- 入居予定者全員が市税を滞納していない
- 持ち家を所有していない
- その他条例に定める要件を満たしている

<問い合わせ>

住宅課 ☎047-712-6661



堀江市営住宅団地



猫実第1市営住宅

市内には、猫実・富士見・高洲地区に3か所あります。募集については、4・7・10・1月の年4回、各月の1日から15日まで行っています。

申込案内書等は募集開始の前月 25 日以降から、市役所と各駅前行政サービスセンターで配布します。

■ 県営住宅一覧

- 浦安辰巳県営住宅(猫実1-7-18) 44 戸
- 浦安堀江県営住宅(富士見3-9) 60 戸
- 浦安高洲県営住宅(高洲2-6) 257 戸

■ 申込資格

- 申込者が県内に在住している
- 世帯の月額所得が 158,000 円以下
(障がい者や未就学児がいる世帯等は 214,000 円以下)
- 持ち家を所有していない
- その他条例に定める要件を満たしている



浦安高洲県営住宅

<問い合わせ>

千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部募集課
☎043-222-9200

② UR賃貸住宅

UR賃貸住宅

UR賃貸住宅は、独立行政法人都市再生機構(旧公団)の賃貸住宅で、単身者向けから大型ファミリー向けまで、様々なタイプの賃貸住宅を提供しています。

市内には、弁天・美浜・明海・高洲・日の出地区に6か所あります。

入居の相談は、各UR営業センターで行っています。

<問い合わせ>

UR 賃貸ショップ新浦安駅前(モナ新浦安A館3階)
☎047-380-6150



2. 浦安市が実施する住宅関連支援事業

1) 助成・補助

① 家賃

※市 HP にて下記の情報を閲覧する場合には、検索画面で頁 ID を入力してください。

高齢者世帯住み替え費用の助成

頁 ID 1001209

1年以上市内に居住している65歳以上の1人暮らしの方や高齢者のみの世帯などで民間賃貸住宅に住んでいる方を対象に、住宅の取り壊しや、建て替えなどの理由により立ち退きを求められた場合、または、エレベーターのない住宅やエレベーターの停止階でない2階以上の住宅に居住している方が、1階やエレベーターの停止階にある住宅に転居する場合に、住み替えにかかる費用の一部を助成します。

※転居前に申請必要

※所得制限あり

<問い合わせ>

高齢者福祉課 ☎047-381-9071

障がい者世帯住み替え費用の助成

頁 ID 1016795

1年以上市内に居住している障がい者世帯で民間賃貸住宅に住んでいる方を対象に、住み替えにかかる費用の一部を助成します。

住み替えの要件など	対象
取り壊しや、建て替えなどの理由で立ち退きを求められた場合	身体・療育・精神障害者手帳をお持ちの方、難病患者
エレベーターのない住宅やエレベーターの停止階でない2階以上の住宅に居住している世帯が、1階やエレベーターの停止階にある住宅に転居する場合	身体障害者手帳1級・2級、難病患者のうち、移動に困難を伴う方を含む世帯

※転居前に申請必要

※所得制限あり

※その他要件あり

<問い合わせ>

障がい福祉課 ☎047-712-6394



障がい者グループホーム入居者家賃助成

頁 ID 1016762

障害者総合支援法に規定するグループホームに入居する障がい者を対象に、支払った家賃の一部を助成します。(生活保護を受給していない非課税世帯の方が対象)

<問い合わせ>

障がい福祉課 ☎047-712-6394

ひとり親家庭住宅手当

頁 ID 1000824

20 歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等の世帯主で、月額1万円を超える家賃を支払っている者に対し、月額1万5千円を限度に支給します。

※所得制限あり

<問い合わせ>

こども課 ☎047-712-6424

住居確保給付金支給事業

頁 ID 1029453

■家賃の(一部)支給

離職、廃業の日から2年以内である方または個人の責に帰すべき理由によらないで就業機会の減少による減収があつて就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失っている方または失うおそれのある方を対象として、原則3か月間(最長9か月間)、賃貸住宅等の家賃の一部を支給するとともに、就労の機会の確保に向けた支援を行います。

求職活動、生計維持、収入、資産(預貯金額)など一定の要件があります。

■転居費用の(一部)支給

収入が大きく減少し、住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方を対象として、転居に要する費用の一部を支給します。ただし、条件や補助対象外経費(敷金・前家賃等)もあります。

家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められること、生計維持、収入、資産(預貯金額)など一定の要件があります。

<問い合わせ>

浦安市総合相談窓口 ☎047-712-6856



② 住宅改修

※市 HP にて下記の情報を閲覧する場合には、検索画面で頁 ID を入力してください。

分譲集合住宅計画修繕調査費補助金

頁 ID 1026132

分譲集合住宅の管理組合が、大規模修繕工事の実施を目的として、修繕の箇所・時期・工事方法・所要金額等に関して建物及び設備に対する劣化診断調査を行う場合及び長期修繕計画を作成する場合に、費用の 1/3 以内の額(上限各 80 万円)を補助します。

※実施前に申請必要

<問い合わせ>

住宅課 ☎047-712-6284

分譲集合住宅共用部分リフォームへの利子補給

頁 ID 1000463

分譲集合住宅の管理組合が、建物の外壁、屋上、廊下、階段、給・排水設備などの共用部分の補修・改良工事などを行うときに、工事資金を住宅金融支援機構や金融機関から借り入れた場合、支払利子額と借入利率から1%を減じた利子額との差額を 10 年間補給します。

※工事契約前に申請必要

<問い合わせ>

住宅課 ☎047-712-6284



高齢者住宅改修費用の助成

頁 ID 1001210

要介護・要支援認定者で、お住まいの住宅に手すりの設置や段差解消等の改修が必要と認められる場合、上限30 万円までの改修費用についてその一部を助成します。

(介護保険制度の負担割合により、自己負担1割・2割または3割)

※改修前に申請必要

※介護保険制度の居宅介護住宅改修費用の助成(6ページ)が優先

<問い合わせ>

介護保険課 ☎047-712-6406



介護保険の要介護・要支援認定者を対象に、お住まいの住宅に手すりの設置や段差解消等の改修が必要と認められる場合、介護保険制度に基づいて、上限 20 万円までの改修費用についてその一部を助成します。なお、所得に応じて自己負担割合が異なります。

※改修前に申請必要



<問い合わせ>

介護保険課 ☎047-712-6406

居宅生活動作補助用具の設置に伴う住宅改修費用の助成

学齢時以上 65 歳未満の障がいのある方で、お住まいの住宅に手すりの設置や段差解消等の改修が必要と認められる場合、住宅改修にかかる費用の一部を助成します。

区分	対象者要件	上限額
身体①	身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに当てはまる方 ・下肢若しくは体幹の機能障がい1・2級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)1・2級	500,000 円
身体②	身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに当てはまる方 ・下肢若しくは体幹の機能障がい3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)3級 ・車椅子に係る補装具費の支給を受けている身体障がい者	200,000 円
難病	難病患者で、次のいずれかに当てはまる方 ・下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者 ・車椅子に係る補装具費の支給を受けている難病患者	200,000 円

※改修前に申請必要

<問い合わせ>

障がい福祉課 ☎047-712-6393

③ 環境・省エネ

※市 HP にて下記の情報を閲覧する場合には、検索画面で頁 ID を入力してください。

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

頁 ID 1035517

市内において自ら居住し、または居住しようとする住宅に下記の対象設備を設置する方(新たに対象設備が設置された住宅を購入する場合を含む)に、その設置費用の一部を補助します。

■対象設備

- 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- リチウムイオン蓄電システム
- 窓の断熱改修(新築を除く)
- 電気自動車等(太陽光発電併設が必要)
- V2H充放電設備(電気自動車等及び太陽光発電併設が必要)
- 集合住宅用充電設備(対象:管理組合又は所有者)
- 集合住宅用充電設備導入の住民の合意形成のための資料作成(対象:管理組合)



<問い合わせ>

環境保全課 ☎047-352-6481

再生家具・自転車の販売

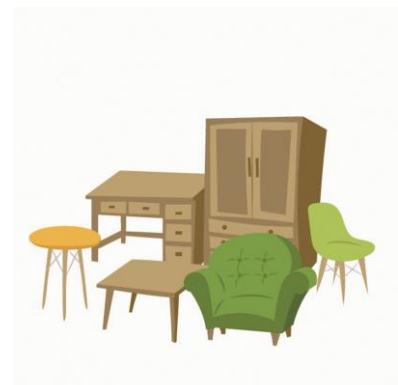
頁 ID 1024696

ビーナスプラザでは、市民から無償提供された木製家具や自転車を補修・再生し、低価格で販売しています。(木製家具は展示品を即売、自転車については抽選販売)

また、市民から無償提供された日用雑貨等を販売しているビーナスショップ(リユースショップ)も併設しています。

<問い合わせ>

ビーナスプラザ ☎047-382-8787



④ 防災

※市 HP にて下記の情報を閲覧する場合には、検索画面で頁 ID を入力してください。

分譲集合住宅エレベーター防災対策整備費補助金

頁 ID 1014284

分譲集合住宅の既設エレベーターに対し、以下の3つのいずれか又は全部を新たに設置する場合に、要する費用の1/3を1回限り補助します。

※工事着工前に申請必要

- P 波感知型地震時管制運転装置(1基あたり50万円限度)
- 停電時自動着床装置(1基あたり50万円限度)
- 非常用電源(1棟あたり100万円限度)



<問い合わせ>

住宅課 ☎047-712-6284

分譲マンション等耐震改修等補助金

頁 ID 1000468

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された分譲マンション等の耐震診断及び耐震改修を行う場合に要する費用の一部を補助します。

<問い合わせ>

建築指導課 ☎047-712-6553

木造住宅耐震改修等補助金

頁 ID 1000467

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行う場合に要する費用の一部を補助します。

<問い合わせ>

建築指導課 ☎047-712-6553

不燃化促進補助金

頁 ID 1035872

市街地の不燃化を促進するため、国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」(土地区画整理事業区域を除く)を対象に、建築物の除却や新築等に要する費用の一部を補助します。

<問い合わせ>

都市計画課 ☎047-712-6542

住宅用火災警報器の費用助成

頁 ID 1001211

65 歳以上の一人暮らしをしている方、または 65 歳以上の高齢者のみの世帯であって、市民税が世帯非課税の方を対象に、住宅用火災警報器の給付および設置に関する費用について、15,500 円を限度に助成します。

※事前に申請が必要

<問い合わせ>

高齢者福祉課 ☎047-381-9071



住宅用火災警報器等日常生活用具の給付

頁 ID 1001242

単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障がい者程度等級2級以上の障がい者等、知的障がいの程度が重度または最重度であると判定された障がい者等ならびに精神障がい等級1級の障がい者等に対し、15,500 円を限度に日常生活用具の給付を行います。(原則1割負担。所得により軽減措置あり。)

※購入前に申請が必要

<問い合わせ>

障がい福祉課 ☎047-712-6393

住宅用消火器の貸出

頁 ID 1023808

初期消火対策として、1世帯1本の住宅用消火器の貸出しを行っています。

<問い合わせ>

消防本部総務課 ☎047-304-0142



⑤ その他助成・補助制度

水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給

頁 ID 1034388

くみ取り便所や浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事を行う際に、市の指定した金融機関から融資を受けた方に、その利子分を補給します。

<問い合わせ>

下水道課 ☎047-712-6499



いけがき設置補助金

頁 ID 1000665

緑豊かな住みよい環境づくりを促進するために、戸建て住宅のいけがき設置などにかかる費用の一部を補助します。



●補助金の額について

申し込み区分	1メートル当たりの補助金額	限度額
いけがき設置補助	8,000 円以内	160,000 円
いけがき設置に伴うブロック塀の撤去補助(接道部)	10,000 円以内	100,000 円
いけがき造り替えに伴う撤去補助(接道部)	4,000 円以内	80,000 円

※補助金の利用は基本的に1用地1回限り

※既存のいけがきが枯れるなどして新しく造り替える場合も補助の対象

※詳細については、みどり公園課にお問い合わせください。

<問い合わせ>

みどり公園課 ☎047-712-6728

2) 減税

① 住宅新築時の減税

※市 HP にて下記の情報を閲覧する場合には、検索画面で頁 ID を入力してください。

新築住宅による減額

頁 ID 1000303

新築された専用住宅・併用住宅・共同住宅等で一定の要件に該当する場合は、一定期間、固定資産税(家屋)の減額措置が受けられます。

<問い合わせ>

固定資産税課 ☎047-712-6225

認定長期優良住宅による減額

頁 ID 1000304

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅は、申請により、一定期間の固定資産税(家屋)減額措置が受けられます。なお、新築住宅による減額と重複して減額措置を受けることはできません。

<問い合わせ>

固定資産税課 ☎047-712-6225

② 住宅リフォームによる減税

住宅の省エネ改修による減額

頁 ID 1000306

平成26年4月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で一定の省エネ改修工事を行った住宅は、申請により翌年度分の固定資産税(家屋)の減額措置が受けられます。

<問い合わせ>

固定資産税課 ☎047-712-6225

住宅のバリアフリー改修による減額

頁 ID 1000305

新築された日から 10 年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)で一定のバリアフリー改修工事を行った住宅は、申請により翌年度分の固定資産税(家屋)の減額措置が受けられます。



<問い合わせ>

固定資産税課 ☎047-712-6225

住宅の耐震改修による減額

頁 ID 1000307

昭和 57 年1月1日以前から存在していた住宅で一定の耐震改修工事を行った住宅は、申請により翌年度分の固定資産税(家屋)の減額措置が受けられます。

<問い合わせ>

固定資産税課 ☎047-712-6225

③ 住宅ローン減税

住宅ローン減税(住民税からの控除)

頁 ID 1034296

一定の条件のもと、個人が住宅ローン等を利用して住宅(中古住宅含む)を取得またはリフォームした場合、所得税の申告をすることで減税されます。所得税から控除しきれない場合は住民税から控除できます。(上限あり)

<問い合わせ>

市民税課 ☎047-712-6212



④譲渡所得の特別控除

空き家の発生を抑制するための特例措置

頁 ID 1032738

被相続人が居住していた家屋などを相続した方が、相続日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、当該家屋(その敷地などを含む。耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。)または家屋取壊し後の土地などを譲渡した場合に、居住用財産の譲渡所得から最大 3,000 万円の特別控除を受けることができる制度です。

浦安市内に所在する相続物件を譲渡して本特例措置を受ける場合には、「被相続人居住用家屋等確認申請書」及び必要書類を市へ提出して、浦安市長から確認書の交付を受け、税務署に提出する必要があります。

なお、「被相続人居住用家屋等確認書」は、確定申告の際に税務署へ提出する書類の一つであり、本市より確認書の交付を受けた場合でも、本特例を受けられない場合があります。

本特例の適用の可否等については、お住まいの管轄する税務署へお問い合わせください。

<問い合わせ>

- ・本特例の制度や適用の可否について お住まいの管轄する税務署
- ・被相続人居住用家屋等確認申請書について 住宅課 ☎047-712-6284



3) 学習機会・情報提供

※市 HP にて下記の情報を閲覧する場合には、検索画面で頁 ID を入力してください。

マンションライフセミナー

居住者や管理組合に対して、マンションに関する専門的な情報を提供するため、定期的にセミナーを開催しています。詳細については、浦安市ホームページ及び広報うらやすにてお知らせします。

<問い合わせ>

住宅課 ☎047-712-6284



分譲集合住宅管理アドバイザー派遣

頁 ID 1002744

マンションの維持管理は、各種の専門的な知識が必要になるため、分譲集合住宅管理組合からの要請に応じてマンション管理士を派遣し、現地で相談及び出張セミナーを行います。

年度に3回まで、1回あたり2時間まで無料で派遣できます。

<問い合わせ>

住宅課 ☎047-712-6284



マンション管理計画認定申請支援

頁 ID 1041817

管理組合がマンション管理計画認定制度の認定申請を行う前に、認定基準に合致しているかどうかを確認し、マンション管理士が対面又は書面によりアドバイスを行います。

<問い合わせ>

住宅課 ☎047-712-6284

マンションが築年数を経て、建替えを含む「再生」の検討の必要がある場合に、組合からの要請に応じて、専門家派遣を行い、現地で相談及び出張セミナーを行います。

<問い合わせ>

住宅課 ☎047-712-6284

住まいの講習会

住まいや住まい方に関する情報を提供するための講習会を定期的を開催しています。詳細については、浦安市ホームページ及び広報うらやすにてお知らせします。

<問い合わせ>

住宅課 ☎047-712-6284

広報うらやす、市公式ホームページ

セミナーや講習会などについて、広報うらやすと市公式ホームページでお知らせしています。広報紙は日刊 6 紙(朝日、読売、毎日、東京、産経、日本経済新聞)に折り込んで配布しているほか、市内各所に設置してある広聴広報スタンドにも置いています。また、多言語ユニバーサル情報配信サービス「カタログポケット」やスマートフォン・タブレット端末専用アプリ「マチイロ」などでの配信のほか、ご自宅への広報うらやす宅配サービスも行っています。

<問い合わせ>

広聴広報課 ☎047-712-6056

住宅排水設備工事業者の案内

宅内の排水設備工事については、市の指定する排水設備工事業者でなければ施工出来ないため、指定工事業者を案内しています。

指定工事業者は、一定基準の技術者を有しており、市へ提出する必要書類の作成や届け出を代行します。

<問い合わせ>

下水道課 ☎047-712-6503



4) その他

住居番号表示板(プレート)設置のお願い

頁 ID 1034411

住居番号表示板には緊急車両の到着の遅延や郵便物や宅配の誤配を防ぐ役割があります。住居番号(猫実一丁目1番1号など)の表示板を建物の出入り口や門などの通行人から見やすい場所に設置していただくようお願いしています。

現在、表示板を設置していない建物につきましては、設置のご協力をお願いします。

なお、表示板の紛失・破損・劣化などで再交付を希望される方は、市役所1階市民課にて再交付申請を受け付けています。

※再交付手数料は無料

<問い合わせ>

市民課 ☎047-712-6267

マンション管理計画認定制度

頁 ID 1041817

分譲マンションについて、管理規約や長期修繕計画などの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切に管理されているマンションとして市が認定する制度です。認定されると住宅金融支援機構の金利優遇等が受けられます。

<問い合わせ>

住宅課 ☎047-712-6284

3. 国及び関係機関が実施する住宅関連支援事業

① ローン型減税 住宅ローンを利用した住宅の取得又はリフォーム工事等が対象

住宅ローン減税(所得税からの控除)

住宅の区分等により一定の条件を満たす場合に、住宅ローンを利用して住宅を取得又はリフォームした際に確定申告することで、住宅ローン等の年末残高の最大 0.7%が所得税額から最大で 13 年間又は 10 年間にわたり控除されます。(住宅ローン等の年末残高は、その取得等の対価の額又は費用の額が限度)

② 投資型減税 住宅ローンを利用しない場合でも対象

認定住宅等新築等税額控除

一定の認定住宅を取得した場合、確定申告することで最高 65 万円が所得税額から控除されます。

住宅耐震改修特別控除

一定の住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、確定申告することで最高 25 万円※が所得税額から控除されます。

住宅特定改修特別税額控除

下記①～⑤の改修工事等を行った場合、一定の税額が所得税額から控除されます。

① 高齢者等居住改修工事等

一定のバリアフリー改修工事を行った場合、確定申告することで最高 20 万円※が所得税額から控除されます。

②一般断熱改修工事等

一定の省エネ改修工事を行った場合、確定申告することで最高 25 万円(省エネ改修工事と併せて太陽光発電設備を設置する場合は 35 万円)※ が所得税額から控除されます。

③多世帯同居改修工事等

一定の多世帯同居改修工事を行った場合、確定申告することで最高 25 万円※ が所得税額から控除されます。

④耐久性向上改修工事等

一定の耐久性向上改修工事を住宅耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行った場合、確定申告することで最高 35 万円(住宅耐震改修工事及び省エネ改修工事を併せて行う場合は最高 60 万円)※ が所得税額から控除されます。

⑤子育て対応改修工事等

一定の個人が、一定の子育て対応改修工事等を行った場合、確定申告することで最高 25 万円※ が所得税額から控除されます。

※対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事の費用がある方は、一定の範囲で控除額が記載の最高額より増加する場合があります。

こちらの情報は「令和7年度税制改正の大綱」に基づくものです。さらに詳しく知りたい方は国税庁 HP「タックスアンサー(よくある税の質問)」をご覧ください。市川税務署にお問い合わせください。

国税庁 HP <https://www.nta.go.jp>

市川税務署 ☎047-335-4101

4. 参考関連サイト

① 住まい全般

- 国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/>

国土交通省が行っている住宅施策についての情報が掲載されています。

- 住宅性能表示制度

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html

住宅性能表示制度は、既存住宅の売買、リフォーム、維持管理等に際して、消費者の判断の目安となる情報が提供されるよう、既存住宅の現況・性能に関して専門家が客観的な検査・評価を行う制度です。

- 安心 R 住宅制度(特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html

既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できる環境の整備を図るために創設された制度です。

- サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000005.html

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」に関する情報の掲載や、登録住宅の検索ができます。

- 浦安市パートナーシップ宣誓制度(市営住宅への申し込み)

<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/1029896/1031565.html>

浦安市パートナーシップ宣誓制度に基づく宣誓を行った者は、市営住宅を申し込むことができます。(その他の申し込み要件を満たしていること必要)

- 千葉県 <https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/index.html>

千葉県の住宅施策や県営住宅についての情報が掲載されています。

- (独)住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫) <https://www.jhf.go.jp/>

住宅に関する金融・融資商品等の情報が掲載されています。ローンシュミレーションで、資金計画診断をすることもできます。

● (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいのダイヤル)

<https://www.chord.or.jp/>

新築住宅取得、住宅リフォーム等住宅全般に関するトラブルについて電話相談を行っています。

● 住まいの情報発信局

<https://www.sumai-info.jp/index.php>

住宅関係団体により運営される住宅に関するポータルサイトで、住宅に関する多様な情報を提供しています。

● (一財)住宅金融普及協会

<https://www.sumai-info.com/>

住宅ローンに関する相談ができる住宅ローンアドバイザーの紹介、建築基準法の建築確認・検査業務等を行っています。

● (一財)高齢者住宅財団

<https://www.koujuuzai.or.jp/>

高齢者向け住宅や居住支援制度に関する情報提供等を行っています。また、高齢者住宅財団が住宅確保要配慮者の連帯保証人の役割を担い、賃貸住宅への入居を支援しています。

● (一社)住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会(住宅履歴情報サービス)

<https://www.iekarute.or.jp/pamph>

いつ、だれが、どのように新築や修繕、改修・リフォーム等を行ったか等を記録した住まいの履歴書である住宅履歴情報(いえかるて)について、蓄積する住宅履歴情報の内容、蓄積した情報を活用する場面等について紹介しています。

● (一社)住宅性能評価・表示協会

<https://www.hyoukakyoukai.or.jp/>

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能評価等を行っている登録機関が会員で、住宅性能表示制度、長期優良住宅認定制度、低炭素建築物認定制度等様々な制度を紹介しています。

● (一社)住宅瑕疵担保責任保険協会

<https://www.kashihoken.or.jp/>

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)について分かりやすく解説しています。

● (一社)リビングアメニティ協会

<https://www.alianet.org/>

住宅設備及び建材に関わる企業・団体で構成され、住宅部品の基礎知識、点検等について紹介しています。

● (一社)千葉県宅地建物取引業協会

<https://www.chiba-takken.or.jp/>

不動産の取引に関する様々な相談を受け付けています。

● **(一社) 千葉県建築士会** <https://chiba-kenchikushikai.com>

家の建て方やリフォームのポイントの紹介や、設計・工事のトラブルに関する相談を受け付けています。

● **(一社) 不動産流通経営協会** <https://www.frk.or.jp/>

住宅用不動産の売買取引の流れや留意するポイントを紹介しています。

● **日本司法支援センター(法テラス)** <https://www.houterasu.or.jp/>

法的トラブルの解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口に関する情報提供や、経済的に余裕のない方に対する無料の法律相談を行っています。

②リフォーム関連

● **住宅リフォーム事業者団体登録制度**

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000090.html

国土交通省では、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために、一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を登録する制度を実施しています。

[登録事業者: 令和 7 年 7 月 1 日現在]

(一社)マンション計画修繕施工協会、(一社)日本住宅リフォーム産業協会、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合、(一社)リノベーション協議会、(一社)ベターライフリフォーム協会、(一社)日本塗装工業会、(一社)リフォームパートナー協議会、(一社)全建総連リフォーム協会、(一社)住生活リフォーム推進協会、(一社)JBN・全国工務店協会、(一社)住宅リフォーム推進サポート協議会、(一社)住活協リフォーム、(一社)全国古民家再生協会、(一社)木造住宅塗装リフォーム協会、(一社)ステキ信頼リフォーム推進協会、(一社)日装連リフォーム推進協議会

● **ちば安心住宅リフォーム推進協議会** <http://www.chiba-re-suikyou.com/>

千葉県と(公社)千葉県建築士事務所等の業界団体で組織され、住宅リフォームに関する情報の発信や県民向けに講習会・相談会を開催しています。

● **(一社)住宅リフォーム推進協議会** <https://www.j-reform.com/>

「耐震」「バリアフリー」「省エネ」「長期優良住宅化」の4つの性能別に、リフォームをする際の注意点等を解説したガイドブックを発行しています。

● **(一社)日本住宅リフォーム産業協会** <https://www.jerco.or.jp/>

住宅のリフォーム事例やリフォームを行う業者の紹介を行っています。

● **(一社)マンションリフォーム推進協議会** <https://repco.gr.jp/>

マンションのリフォームに関する様々な疑問についての相談を FAX にて受け付けています。また、専有部におけるリフォーム事例の紹介を行っています。

● **(一社)リノベーション協議会** <https://www.renovation.or.jp/>

住宅のリノベーション事例やリノベーションを行う業者の紹介を行っています。

③マンション管理

- (公財)マンション管理センター <https://www.mankan.or.jp/>
マンション管理に関する法令やQ & A、管理計画認定手続支援サービス、セミナーの開催案内等、マンション管理に関する情報を発信しています。
- (一社)マンション総合サポートセンター <http://www.mansion-tsc.org/>
管理から大規模修繕、再生、建て替えまで総合的なサポートを行っています。
- (一社)千葉県マンション管理士会 <https://www.chiba-mankan.jp>
マンション管理士の所属する県内唯一の団体で、マンション管理の課題解消に取り組んでおり、浦安市と共催でセミナーも行っています。
- (一社)マンション管理業協会 <http://www.kanrikyo.or.jp>
マンションの管理業者の所属する団体で、マンション管理適正評価制度の実施やマンションの管理に関する相談を受け付けています。
- マンション紛争解決センター <https://www.nikkanren.org/link/mansion-adr.html>
(一社)日本マンション管理士会連合会が、法務省の認定を受けた ADR(裁判外紛争解決手続)を実施しています。裁判によることなく、話し合いで解決したい場合に有効です。
- (特非)日本住宅管理組合協議会 <http://www.mansion-kanrikumiai.or.jp/>
管理組合による管理組合のための団体で、マンションの維持管理・組合運営全般の相談を受け付けています。

④マンション再生

- (一社)再開発コーディネーター協会 <http://www.urca.or.jp/>
マンションの建替えに関する無料相談や事例紹介、専門コンサルタントの紹介を行っています。
- マンション再生協議会 <http://m-saisei.info/>
マンションの改修・建替えに関する事例紹介や相談窓口等の情報を掲載しています。

浦安市 都市政策部 住宅課

令和 7 年 4 月現在

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

TEL:047-712-6284 FAX:047-353-4378

E-mail:jyutaku@city.urayasu.lg.jp